

鬼高小学校「学校いじめ防止基本方針」

鬼高小学校心の部会

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが身体に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。（いじめ防止対策推進法第2条の規定による）

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

① いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こり得る、どの子供も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

② いじめの早期発見

いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から積極的に認知する。定期的なアンケート調査を6月、10月、1月に行う。また教育相談を4月、11月、2月の年間3回実施することで、いじめの実態把握に取り組む。

③ いじめが発生した際の対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめ防止の組織

月一回の心の部会において全学年の実態の共通理解を図るとともに、必要に応じて臨時に部会を開く。

【心の部会構成員】

教頭，生徒指導主任，生徒指導部教諭，教育相談担当教諭，不登校対策担当教諭，特別支援教育コーディネーター，道德教育推進教師，養護教諭

【臨時心の部会構成員】

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，関係学年主任，担任，生徒指導部教諭，教育相談担当教諭，不登校対策担当教諭，特別支援教育コーディネーター，道德教育推進教師，養護教諭

(3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒の自殺の企図等）や、相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

①重大事案が発生した際は、次のとおり速やかに連絡，報告を行う。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長
校長→教育委員会

②教育委員会と協議の上，当該事案に対処する臨時こころの部会を招集する。

③上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施し，調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④調査結果を，教育委員会に報告する。

⑤調査結果を踏まえ，教育委員会の指導の下，いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

(4) 公表，点検，評価等について

- ・学校だより，ホームページ等で，自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・学校いじめ防止基本方針が，機能しているか，定期的に点検，評価を行う。
- ・毎年度，いじめに関しての統計，分析を行い，これに基づいた対応をとる。
- ・いじめの問題への取組を，保護者，児童，教職員で評価し，評価結果を踏まえて改善に取り組む。

年間指導計画

4月	学区地域訪問 教育相談① 心の部会
5月	心の部会
6月	学校生活アンケート実施① 心の部会
7月	個人面談 心の部会
9月	心の部会
10月	学校生活アンケート実施② 心の部会
11月	教育相談② 心の部会
12月	心の部会
1月	学校生活アンケート実施③ 心の部会
2月	保護者アンケート実施 教育相談③ 心の部会
3月	心の部会 学校いじめ防止基本方針の見直し